

1. 林業関係融資制度の概要

区分	林業・木材産業改善資金	木材産業振興対策資金 (県の単独事業)
制度の目的・ 仕組み等	① 林業・木材産業経営の改善等のために 設けられた中・短期の無利子の融資(設 備資金)	① 県内の木材関係団体の組織強化等を 図るため、木材の生産・加工工場等に 必要な資金(運転資金)を低利で融資
	② 国2/3、県1/3で資金造成	② 県単で資金造成
	③ 県による直接貸付と金融機関を介した 転貸貸付	③ 指定金融機関に預託し、協調融資
取扱機関	① 宮崎県森林組合連合会、森林組合	① 宮崎県森林組合連合会 (森林組合系統対象)
	② 宮崎県木材協同組合連合会 木製材協同組合	② 宮崎銀行 (製材業者等対象)
	③ 宮崎太陽銀行、宮崎県南部信用組合、 宮崎第一信用金庫	
貸付対象者	① 個人	① 宮崎県森林組合連合会
	② 会社	② 森林組合
	③ 団体	③ 素材生産者、製材業者等
資金のメニュー	① 新たな林業部門の経営の開始	① 森林組合振興対策資金
	② 新たな木材産業部門の経営の開始	② 木製材業振興対策資金
	③ 林産物の新たな生産方式の導入	③ 高品質・高付加価値製品出荷振興資金
	④ 林産物の新たな販売方式の導入	④ 森林組合経営安定化資金
	⑤ 林業労働に係る安全衛生施設の導入	⑤ 原木出荷調整資金
	⑥ 林業労働従事者福利厚生施設の導入	⑥ 乾燥材生産促進資金
		⑦ 経営環境適応資金
		⑧ 市場出荷連携促進資金
貸付利率	無利子	1.00~2.00%
貸付限度額	① 個人 1,500万円	※資金により異なる
	② 会社 3,000万円	
	③ 団体 5,000万円	
	④ 木材製造業等に係る林業・木材産業改 善措置を実施する場合は、1億円まで	
返済方法	償還期間中に均等年払い	取扱機関の定めによる
保証人・担保等	① 貸付額に応じて一定数の連帯保証人が 必要	① 取扱機関の定めによる
	② 貸付申請時における既貸付金の残額 及び今回貸付けを受けようとする金額 の合計額が1,000万円を超える場合 は、担保が必要	② 農林漁業信用基金による債務保証
貸付(償還)期間	特例措置を除き10年以内 ただし、機械・施設の導入にあつては法 定耐用年数以内。	1年

木材産業等高度化推進資金 (国の制度事業)	日本政策金融公庫	備考
① 木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化を図るため、木材の生産・流通体等に必要な資金(運転資金)を低利で融資	① 林業の生産力の維持・増進に必要な長期かつ低利の資金を林業者に対し融資(設備資金)	
② 国1/2(農林漁業信用基金から県借入)と県1/2(自己資金)で資金造成	② 全額政府出資の政府系資金	
③ 指定金融機関に預託し、協調融資	③ 受託金融機関(農林中金等)を通じた転貸貸付若しくは公庫支店の直接扱い	
① 農林中央金庫福岡支店(森林組合系統対象)	① 農林中央金庫(森林組合系統対象)	
② 宮崎銀行、宮崎太陽銀行、高鍋信用金庫、宮崎県南部信用組合(製材業者等対象)	② 銀行等	
① 宮崎県木材協同組合連合会 宮崎県森林組合連合会	① 宮崎県木材協同組合連合会 宮崎県森林組合連合会	
② 森林組合	② 森林組合	
③ 素材生産者、製材業者等	③ 個人、会社(団体)等で林業を営む者	
	④ 林産物・木材の加工・製造又は流通業者	
① 事業経営改善合理化資金	① 林業基盤整備資金	
・素材生産等促進資金	② 林業構造改善事業推進資金	
・新規需要創出資金	③ 林業経営育成資金	
② 林業経営改善資金	④ 振興山村・過疎地域経営改善資金	
・林業経営高度化推進資金	⑤ 農林漁業施設資金	
・伐採・造林一貫作業推進資金	⑥ 新規用途事業等資金	
③ 木材高度加工資金	⑦ 中山間地域活性化資金	
④ 木材安定供給確保資金	⑧ 農林漁業セーフティネット資金	
0.90～1.60%	0.45～1.85%	
※資金により異なる	※資金により異なる	
取扱機関の定めによる	取扱機関の定めによる	
取扱機関の定めによる	資金種類、借入額による	
1年	55年以内 ※資金種類により異なる	